

令和8年第6回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和8年7月27日（月）

開催場所 富士見市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時30分

議長 会長 大曾根 高 男

委員出席状況

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1 番	梶 光 宏	出	8 番	小 林 薫	出
2 番	大曾根 高 男	出	9 番	寺 沢 栄 一	出
3 番	星 野 幸 夫	出	10 番	新 井 稔	出
4 番	横 田 利 一	出	11 番	前 田 利 行	出
5 番	大曾根 貴 枝	出	12 番	柳 下 稔	出
6 番	平 塚 雄 一	出	13 番	長 堀 進	出
7 番	木 内 義 雄	出	14 番	吉 原 正 美	出
出 席 14名			欠 席 0名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
鶴瀬1	小 川 勝 久	出	南畑1	鴻 村 和 男	出
鶴瀬2	加 治 康 秀	出	南畑2	石 井 浩 二	出
水谷1	田 中 弥 一	出	南畑3	市 川 善 雄	出
水谷2	神 山 保 男	出			
出 席 7名			欠 席 0名		

説明のため出席した事務局職員

事務局長	吉野 幸宏	事務局主査	玉川 健一
事務局主任	麻生 優	事務局主任	岡本 裕史

事務局長は、令和８年第６回富士見市農業委員会総会の開会を宣言する。

本日の総会は、農業委員１４名にて開催します。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により総会が成立することを報告する。

富士見市農業委員会総会会議規則第４条の規定により会長が議長になり議事を進行する。

日 程 第 １ 議事録署名委員の指名

議長は、次の者を指名する。

５番	大曾根	貴	枝	委員
６番	平	塚	雄	委員
７番	木	内	義	委員

日 程 第 ２ 議事

議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第３条第１項の規定による許可申請１件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とする。

○議案番号 １の１

（事務局説明）

「権利区分」… 売買による所有権移転

「申請理由」… 「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第３条２項要件について

「全部効率利用要件」

- ・所有農地営農状況… 所有農地については７月１４日に確認し、適正に管理されている。
- ・農機具所有状況… 経営農地を耕作するだけの農機具を所有していると判断する。
- ・申請地までの通作距離… 自宅から約４，０００ｍ

「農作業常時従事要件」

申請者又は世帯員等が、必要な農作業に常時従事（年間１５０日以上）している。

「地域との調和要件」

申請地は以前転用許可を受けておりましたが、事業計画が変更となり許可を取り消しました。今後も農地として利用するため、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。

農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上のことから、農地法「第3条第2項各号」には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考え。

(担当委員報告)

譲受人は市外在住のため、現地を訪問し農地が適正に管理されていることを確認した。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし、許可相当として県に進達することを決定する。

○議案番号 2の1

(事務局説明)

・都市計画法第34条第12号区域内の「自己用住宅敷地」の案件です。

「立地基準」

・農地区分につきましては、教育施設2施設から500m以内、前面道路に上下水管が埋設されていることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

・改良区からは支障ない旨の意見書が提出されている。

・資金について、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ない考える。

○議案番号 2の2

(事務局説明)

・都市計画法第34条第12号区域内の「自己用住宅敷地」の案件です。

「立地基準」

・農地区分につきましては、10ヘクタール以上の集団的に存在する農地であることから、第1種農地と判断する。

従いまして、第1種農地ですと、農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請地は集落に接続しているため、例外規定の適用に該当するものと判断する。

「一般基準」

・改良区からは支障ない旨の意見書が提出されている。

・資金について、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

議案第3号 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について1件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、「承認」とする。

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認1件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」として決定する。

日 程 第 3 報 告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規程第3条の規定に基づく専決処分を行ったことを報告する。

(専決の期間 令和8年6月17日から令和8年7月16日まで)

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 0件

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 2件

日 程 第 4 協議報告事項

1. その他

議長は、令和８年第６回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

議 長 大曾根 高 男

署名委員 大曾根 貴 枝

署名委員 平 塚 雄 一

署名委員 木 内 義 雄
